

## ～119 番報時の注意点等（福祉施設等からの救急要請）～



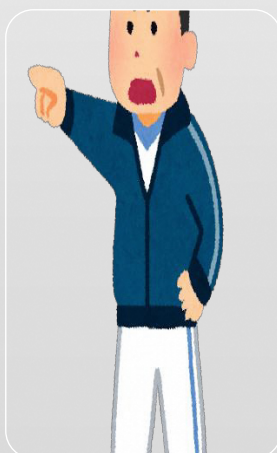
### ○119番通報○

- 詳細な内容把握のため、傷病者の近くから通報してください。
- 出動指令までの聴取  
速やかな出動のため、①住所・施設名、②年齢・性別、③意識・呼吸の有無、④おおまかな状況を聴取します。
- 出動指令後の聴取  
出動指令後、出動隊への情報共有のため、⑤詳細な状況や実施している処置、⑥既往歴、⑦通報者氏名などを聴取します。
- 通信員による口頭指導  
通報内容から、心肺蘇生法や気道異物除去等の口頭指導を行うことがあります。



### ○心肺停止時の対応○

- 施設にAEDがある場合は、AEDを使用し、ショックをした場合、ショック回数と時間を救急隊に伝えてください。
- 心肺停止の場合は、速やかに心臓マッサージなどの心肺蘇生法を実施してください。また、心臓マッサージは労力を要するため、複数人で交代して実施してください。
- 心肺蘇生法が不明確な場合、通信員が電話越しに口頭指導をしますので、電話をスピーカー機能に切り替えてください。



### ○施設で出来ること○

- 施設内の職員を集め、役割分担  
(119番通報をする人、応急手当(心肺蘇生等)をする人、救急車や消防車を誘導する人など)
- 玄関の解錠と救急車や消防車のスペース確保
- 親族など関係者への連絡
- 看護記録、介護記録、カルテなどの準備  
※傷病者情報のカード等がある場合は、救急隊に渡してください。  
※健康保険証、診察券、お薬手帳、障がい者手帳等を準備してください。